



広報 利尻

…人口と世帯数…

世帯数	1,510
人口	6,837
男	3,431
女	3,406

昭和50年3月1日現在
(住民基本台帳登録人口)

昭和50年3月20日発行



こじて保存しましょう。

今日は、老人福祉相談員の協力であみもの教室をひらき、おばあちゃんは慣れない手で、一目一目県命に編んでいました

= 3月1日老人寿の家にて =

利尻町民憲章

- 一、元気で働き、豊かな産業のまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう。
- 一、文化を高め、平和なまちをつくりましょう。
- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、未来をつくる、子どものしあわせなまちをつくりましょう。



第一回定例会

利尻町課設置条例 他十四条例案を可決

昭和五十年第一回定例町議は、三月十三日開会し、七日間の会期をもつて十九日閉会しました。

○第一日目

会期の決定など諸般の報告のあと町長の新年度一般行政執行方針統いて教育長より、教育行政執行方針の順ですすめられた。

そのあと、各会計の補正予算審議に入り、一般会計補正予算原案が可決され第一日目終了しました。

○第二日目

昨日に引き続き各会計の補正予算を審議し、国民健康保険事業特別会計、簡易水道特別会計の順で行われ、引き続いて、条例案と二案件を審議し、いずれも原案どおり可決し、第二日目を終了しました。

○第三日目

町政に対する一般質問が行なわれ四議員の方から十四項目の質問がなされ第三日目を終了しました。

○第四日目 休会

昭和五十年度各会計予算審議に入り、最初に一般会計予算審議を行いました。つづいて国民健康保険事業特別会計、国民健康保険施設事業会計、碎石事業会計、簡易水道特別会計、国民宿舎特別会計

の順で審議され、いずれも原案どおり可決され、全日程を終了し閉会しました。

○審議案件は次のとおりです。

▽昭和四十九年度利尻町一般会計補正予算（議案第一号）

これは、四千九百九十六万九千円を追加し総額で九億九百三十万四千円とするもので、主なもののは、病院会計への支出金三千五百四十八万五千円、それと利尻礼文消防事務組合負担金として四百六十万五千円、それに公債費償還利息等三百九十五万円、除雪対策関係三百四十五万五千円等です。

▽昭和四十九年度利尻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）

これは、診療報酬や高額療養費等の負担金が主で、八百九十二万円を追加し、総額で一億二千三百九十万円としたものです。

▽利尻町国民健康保険施設事業会計補正予算（第三号）

これは年額「五千円」を、「八千円」に改定したものです。

▽簡易水道特別会計補正予算（第四号）

これは年額「五千円」に、「三千円」を「五千円」に、七十才以上は年額「五千円」を「八千円」に改定したものです。

▽利尻町産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第十七号）

これは繰入金（一般会計）を減額したものです。

▽特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第十一号）

これは、月額報酬を従来の二千百円を三千円に、千八百円を二千五百円に改めたものです。

▽利尻町職員定数条例の一部を改正する条例（第十二号）

これは、教育委員会事務局職員を従来の十四名から十六名に改めたものです。

▽利尻町課設置条例を改正する条例（第十三号）

従来の税務課、水道課、産業課を廃し、あらたに水産課、住民課農林商工課を設け、総務課、民生課、建設課は従来どおりです。

▽利尻町中小企業融資条例の一部を改正する条例（第十四号）

貸付金額を改めたもので、運転資金一企業につき一〇〇万円以内を二〇〇万円以内と

・設備資金一企業につき二〇〇万円以内を三〇〇万円以内にそれぞれ改めたものです。

▽利尻町国民宿舎利用券交付条例の一部を改正する条例（第十五号）

これは、町内に住所を有している七十才以上の方及び母子家庭、身心障害者の方に国民宿舎無料利用券を従来一年分六枚交付していたものを十二枚に改めたものです。

▽利尻町敬老年金条例の一部を改正する条例（第十六号）

これは年額を改定したもので七十才から七十四才までは、金額「三千円」を「五千円」に、七十才以上は年額「五千円」を「八千円」に改定したものです。

▽利尻町印鑑の登録及び証明に関する条例（第二十号）

この条例は、従来の条例を全文改正したものの、印鑑の登録及び

改証について、必要事項を定めています。

○登録資格者

住民基本台帳に記録されている方及び外国人登録原票に登録され

し尿処理手数料、手数料の徴収方法、手数料の減免等三事項を町条例から削除したので、この事務は清掃施設組合で行っています

▽利尻町国民健康保険条例の一部を改正する条例（第十八号）

これは助産費の「二万円」を「四万円」に、葬祭費の「一萬円」を「一万五千円」にそれぞれ改定したもので。

▽利尻町国民宿舎設置条例の一部を改正する条例（第十九号）

これは、休憩利用料の額の改定をしたもので。

▽利尻町国民宿舎設置条例の一部を改正する条例（第二十号）

これは、休憩利用料の額の改定をしたもので。

▽印鑑登録証の交付

町長は、登録申請書を受理し、確認し、印鑑登録原票に印影のほか諸事項を登録し、印鑑登録者に登録証を直接交付する。

▽印鑑登録証の修正

印鑑登録者は、その代理人人は、登録事項について変更しようとすると、印鑑登録原票登録事項登録事項に印鑑登録証をそえて町長に届出なければなりません。

▽印鑑登録の廃止申請

印鑑登録者は、次の場合印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止届により、廃止の申請をしなければなりません。

▽印鑑登録の廃止申請

印鑑登録者は、次の場合印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止届により、廃止の申請をしなければなりません。

▽印鑑登録の登録証

印鑑登録者は、次の場合印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止届により、廃止の申請をしなければなりません。

▽印鑑登録の登録証

印鑑登録者は、次の場合印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止届により、廃止の申請をしなければなりません。

▽印鑑登録の登録証

印鑑登録者は、次の場合印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止届により、廃止の申請をしなければなりません。

▽印鑑登録の登録証

印鑑登録者は、次の場合印鑑登録証を持参し、印鑑登録廃止届により、廃止の申請をしなければなりません。

ている方で、一人一個に限り印鑑の登録をすることができる。十五才未満の方及び禁治產者の方は登録することができません。

▽印鑑登録の申請

登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、印鑑登録申請書により申請しなければなりません。

ただし、登録申請者が疾患その他の理由で自ら申請することができないときは、委任状等書面をそえて、代理人により申請することができます。

▽印鑑登録の申請

登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、印鑑登録申請書により申請しなければなりません。

▽印鑑登録の申請

登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、印鑑登録申請書により申請しなければなりません。

▽印鑑登録の申請

印鑑登録者は、印鑑登録原票登録事項登録事項に印鑑登録証をそえて町長に届出なければなりません。

区分	午前一時か		午後四時以降	
	小学生	中学生	小学生	中学生
大・中・小學生	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
大・中・小學生	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円

区分	午前四時から午後四時		午後四時以降	
	小学生	中学生	小学生	中学生
大・中・小學生	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
大・中・小學生	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円

児童手当の受給者には認定請求を

児童が心身ともにこそやかに成長することは、国民すべての願いです。そして児童を養育する人に児童手当を支給することによつて家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成、資質の向上を図ることを目的とされたのが児童手当制度なのです。

田では出生・転入等に細心の注意をしていますが、更に該当者皆様のご協力をお願いします。

◇支給は翌月からとなります。
◇対象となる児童の範囲
十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前（中学校卒業するまでの児童）の児童であること
◇児童手当の額
三人以上の児童のうち出生順に数えて三人目以降であつて、義務教育終了前の児童一人につき現在月額四、〇〇〇円となっています。
◇支給の月
毎年度六月、十月、一月の三回に分けてそれぞれ前月までの分を支払います。

このたび、身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者で、第一種（介護者が必要される方に限る）と記入されている当該身体障害者及び介護者一名に限り、運賃が割引きされることになりました。

北海道議会議員選挙

国民宿舎の利用券を利用しましよう

町では、老人及び母子家庭ならびに心身障害者の健康保持に資しもつて福祉の増進を図るため、昭和四十八年十二月より国民宿舎の無料利用券を交付しております。現在までは、年六回（二カ月に一回）の無料利用券を交付しておりますが、五十年度（四月より明年三月まで）からは年十二回（一カ月一回）に増やし交付することになりました。

◆無料利用券の交付対象者

- 〔七〇才以上の方〕
- 〔母子家庭（配偶者のない現に児童を扶養している）〕
- 〔心身障害者〕
- 〔身体障害者で一級から三の方〕
- ・精神薄弱者は判定を受けで知能指数が四〇以下のなお介護が必要とされる
- ・身障害者については、介

塔乗される場合は必ず身体障害者手帳を呈示する事になります(航空)。塔乗される場合は必ず身体障害者手帳を呈示する事になります(航空)。
塔乗される場合は必ず身体障害者手帳を呈示する事になります(航空)。
塔乗される場合は必ず身体障害者手帳を呈示する事になります(航空)。

変更手続きをしなければなりません。
1、介護人又は、ねたきり老人、障害者の氏名、住所に変更あつたとき
口、自己の介護者を他に引きつぶ
場合
ハ、受給要件をそう失（死亡等）
した場合

**ねたきり老人及びねたきり
重度心身障害者介護手当制
度について**

また使用しないで貯められたる方も見受けられますので大いにご利用ください。また、年月の過ぎた利用券でもご利用できます。なお利用券は他に譲渡してはなりませんので、ご承知ください。

◆五十年度分の利用券交付事務について

ねたきり老人及びねたきり重度心身障害者介護手当制度について

度心身障害者の筆述
「ねたきり老人」
次のどちらかが該当する方で
イ、自分で食事をとることができ
ないため、常に介護者のもとで
食事をしている方
ロ、自分で入浴できないため、常に

身体障害者運賃の割引制度について

◆その他
おいでください。
・もれでいる方がおりましたら窓
口に申し出ください。
又、新規に対象者となる方について
てはその都度申し出ください。

設けられた制度で、回覧等によれば
町内に周知し、すでに対象者により
ては手当を受給しておりますが、
今後この制度に該当される方がお
りましたら、役場又は仙法志支
会印鑑持參のうえおいで下さい。

時介護者の介護のもとに入浴している方

北海道知事及び 北海道議会議員選挙



老人居宅整備資金 貸付申込について



道の老人福祉対策の一環として昨年新しく設けられた制度で、六十才以上の高令者のための専用居宅を整備するために必要な資金を貸し、好ましい家族関係を維持しようとする目的であります。

五十年度の申請書の受付は四月以降になります。

◎貸付を受けることができる方 住宅を所有し、かつ居住する住宅について老人の専用居室を増築又は、改築しようとする方で次の各号に該当する方は

一、老人と同居し、又は同居しようとする方

二、道内に引き続き一年以上居住している方

三、整備資金の調達が困難で貸付金を真に必要とする方

四、年間所得が二五〇万円（扶養家族が三人までの場合を算定）以上ある方

上ある方



道の老人福祉対策の一環として昨年新しく設けられた制度で、六十才以上の高令者のための専用居宅を整備するために必要な資金を貸し、好ましい家族関係を維持しようとする目的であります。

五十年度の申請書の受付は四月以降になります。

◎貸付を受けることができる方 住宅を所有し、かつ居住する住宅について老人の専用居室を増築又は、改築しようとする方で次の各号に該当する方は

一、老人と同居し、又は同居しようとする方

二、道内に引き続き一年以上居住している方

三、整備資金の調達が困難で貸付金を真に必要とする方

四、年間所得が二五〇万円（扶養家族が三人までの場合を算定）以上ある方

上ある方

◎その他の申請には戸籍謄本、住民票謄本などが必要です。

二、貸付審査決定は、金融機関で行います。

三、申請書の手続きは、役場又は仙法志支所で行っています。

四、申請書の手続きは、役場又は仙法志支所で行っています。

疑問な点はおたずねください。尚、皆様ご承知のとおり低所得世帯の自立更正に必要な世帯更正資金の貸付け制度も取扱っています。

くわしいことについては、
◎利尻町役場民生課又は仙法志支所へおたずね下さい。

一、限度額 一件につき一〇〇万円以内

二、利率 年利六、五〇四%

三、償還期間 十二年以内（うち据置期間二年）

四、償還方法 毎月償還

国民宿舎の休けい利用料が、四月一日から改正され大人、中学生が二〇〇円になりました。（小学生なお、いつも利用される方々のために、六枚一〇〇円の回数券を発行いたしますので、ご利用ください。

生は従来どおり一〇〇円です）

な、お、いつも利用される方々のために、六枚一〇〇円の回数券を発行いたしますので、ご利用ください。

◆故人のめいふくを祈ります。

氏名	年令	住所
七尾とめ	八六才	日出町
本堂清一	四二才	種富町
石原ツエ	五三才	新湊
宮崎富太郎	七四才	種富町
笹原はな	九〇才	本町

◆健やかに成育されますよう。

至	昭	年	月	日
50	50	・	1	28
2	2	・	1	28

戸籍の窓口より

四月のこよみ

四月五日 沢田綾子

四月七日 佐高貴大

四月九日 佐川春美

四月十一日 本堂健道

四月十三日 本堂長男

角田利恵

森原しげ恵

正利

長女

新湊

七尾とめ

八六才

本堂清一

石原ツエ

宮崎富太郎

四二才

五三才

七四才

九〇才

新湊

七尾とめ

八六才

本堂清一

石原ツエ

宮崎富太郎

四二才

五三才

七四才

九〇才

種富町



四月三日～十二日 会議員選挙投票日

新入学児童等交通事 故から守る運動実施

◆新入学園・児童を交通事故から守ろう

期間：50.4.3～4.12まで 10日間

- 歩行者のみなさん、正しい道路横断を!!
- 運転者のみなさん、いつも安全運転で!!

